

調理師の皆様へ

茨城県

飲食店等で調理の業務に従事する調理師は、 調理師業務従事者届を出すことが義務付けられています！

〔この届出は、平成6年から2年ごとに行うことが法律で義務付けられています。令和2年は、調理師業務従事者届出を提出する年です。〕

近年、国民の食生活における外食や中食の機会が増えており、飲食店等で調理の業務に従事する調理師の皆様方の国民の食生活に果たす役割が、ますます重要なものとなっております。

このため、調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるように、調理師法第5条の2によって、就業する調理師の届出制度が規定されております。

ついては、法律の趣旨をご理解いただき、調理師業務従事者届をしてくださるようお願いいたします。

◎ 届出の必要な調理師

茨城県内の次の施設で調理の業務に従事している調理師です。(パート・アルバイトも含まれます。また、他県の派遣会社等から、茨城県内の次の施設に派遣され調理の業務に従事している調理師も、茨城県に調理師業務従事者届を提出してください。)

- ・ 集団給食施設
 寄宿舎、学校(幼稚園を含む。)、病院、事業所、
 社会福祉施設(保育所を含む。)、介護老人保健施設、矯正施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業
- ・ その他 多人数に対して飲食物を供与している施設

◎ 届出の方法

別記の「調理師業務従事者届」に、令和2年12月31日現在の状況を記入して、令和3年1月15日までに、(公社)茨城県食品衛生協会に郵送、FAX又は電子メールで送信してください。(FAX番号、電子メールアドレスをお間違いないようご注意ください。)

〈電子メールで届出される方〉

(公社)茨城県食品衛生協会ホームページ (<http://www.ib-syoku.jp/>) に掲載の様式をご利用ください。

◆届出先・問合せ先

「指定届出受理機関」公益社団法人 茨城県食品衛生協会
住 所：〒310-0852 水戸市笠原町600-44
電話番号：029-241-9511
F A X：029-241-8372
電子メール：ibsyoku2@pluto.plala.or.jp
ホームページ：<http://www.ib-syoku.jp/>

◎調理師業務従事者届出についての県の問合せ先

保健所等名	所管市町村	連絡先
中央保健所衛生課 (〒310-0852 水戸市笠原町993-2)	(笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町)	029-243-9437
水戸市保健所保健衛生課 (〒310-0852 水戸市笠原町993-13)	(水戸市)	029-243-7328
ひたちなか保健所衛生課 (〒312-0005 ひたちなか市新光町95)	(ひたちなか市, 東海村, 大子町, 常陸大宮市, 常陸太田市, 那珂市)	029-265-5645
ひたちなか保健所常陸大宮支所 (〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1)		0295-52-1157
日立保健所衛生課 (〒317-0065 日立市助川町2-6-15)	(北茨城市, 高萩市, 日立市)	0294-22-4188
潮来保健所衛生課 (〒311-2422 潮来市大洲1446-1)	(鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 銚田市, 行方市)	0299-66-2116
潮来保健所銚田支所 (〒311-1517 銚田市銚田1367-3)		0291-33-2158
竜ヶ崎保健所衛生課 (〒301-0822 竜ヶ崎市2983-1)	(龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 河内町, 利根町, 美浦村, 阿見町)	0297-62-2163
土浦保健所衛生課 (〒300-0812 土浦市下高津2-7-46)	(土浦市, 石岡市, かすみがうら市)	029-821-5364
つくば保健所衛生課 (〒305-0035 つくば市松代4-27)	(つくば市, つくばみらい市, 常総市)	029-851-9295
筑西保健所衛生課 (〒308-0021 筑西市甲114)	(筑西市, 桜川市, 結城市, 八千代町, 下妻市)	0296-24-3913
古河保健所衛生課 (〒306-0005 古河市北町6-22)	(古河市, 五霞町, 坂東市, 境町)	0280-32-3023
保健福祉部生活衛生課 (〒310-0855 水戸市笠原町978-6)		029-301-3424